

地方交付税交付金等

令和5年度における地方交付税交付金等の予算現額は

歳出予算額	17,181,159,489千円
〔当初予算額	16,399,175,658千円〕
〔予算補正追加額	781,983,831千円〕

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 17,181,159,489千円

であって、全額を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れた。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
地方交付税交付金	16,964,259,489	16,964,259,489	16,964,259,489	—	—	100
地方特例交付金	216,900,000	216,900,000	216,900,000	—	—	100
地方特例交付金財源の 交付税及び譲与税配付金特別 会計繰入	204,500,000	204,500,000	204,500,000	—	—	100
新型コロナウイルス感染症 対策地方税減収補填特別交 付金財源の交付税及び譲与 税配付金特別会計繰入	12,400,000	12,400,000	12,400,000	—	—	100
計	17,181,159,489	17,181,159,489	17,181,159,489	—	—	100

また、令和元年度から令和5年度までの各年度における支出済歳出額を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	元 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
地方交付税交付金	15,564,169,600	16,030,634,600	19,102,875,491	17,290,659,123	16,964,259,489
地方特例交付金	468,270,824	225,609,000	454,707,339	222,706,721	216,900,000
地方特例交付金財源の 交付税及び譲与税配付 金特別会計繰入	—	—	216,384,000	217,200,000	204,500,000
新型コロナウイルス感 染症対策地方税減収補 填特別交付金財源の交 付税及び譲与税配付金 特別会計繰入	—	—	238,323,339	5,506,721	12,400,000
地方特例交付金交付税 及び譲与税配付金特別 会計へ繰入	199,082,000	225,609,000	—	—	—
子ども・子育て支援臨 時交付金交付税及び譲 与税配付金特別会計へ 繰入	269,188,824	—	—	—	—
計	16,032,440,424	16,256,243,600	19,557,582,830	17,513,365,844	17,181,159,489

1 地方交付税交付金

(I) 決算の概要

令和5年度における地方交付税交付金の予算現額は

歳出予算額	16,964,259,489千円
〔 当初予算額	16,182,275,658千円〕
〔 予算補正追加額	781,983,831千円〕

であり、予算補正追加額は、「特別会計に関する法律」(平19法23)第24条の規定による所得税及び法人税の収入が当初見込みに比し増加する額のそれぞれ100分の33.1並びに消費税の収入が当初見込みに比し減少する額の100分の19.5に相当する金額の合算額25,177,000千円と令和4年度の地方交付税に相当する金額のうちの未繰入額756,806,831千円との合計額に相当する地方交付税交付金の財源に充てるための交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに必要な経費を補正追加したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 16,964,259,489千円

であって、全額を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れた。

本年度における支出済歳出額等を示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
地方交付税交付金	16,964,259,489	16,964,259,489	16,964,259,489	—	—	100

(II) 経費の概要及び事業実績

この経費は、所得税及び法人税の収入額のそれぞれ100分の33.1、酒税の収入額の100分の50並びに消費税の収入額の100分の19.5に相当する額の合算額等を、地方団体が等しく行うべき事務を遂行することができるように地方交付税交付金として地方団体へ交付するため、交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れるために要した経費である。

本年度において、地方交付税交付金の財源として交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れた金額は16,964,259,489千円であり、その内訳を示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	金 額
地方交付税交付金	16,964,259,489
所 得 税(5年度収入見込額)× $\frac{33.1}{100}$	(21,295,000,000) 7,048,645,000
法 人 税()× $\frac{33.1}{100}$	(14,662,000,000) 4,853,122,000
酒 税()× $\frac{50}{100}$	(1,180,000,000) 590,000,000
消 費 税()× $\frac{19.5}{100}$	(22,992,000,000) 4,483,440,000
小 計	(60,129,000,000) 16,975,207,000
過年度精算額	△ 26,347,511

(単位 千円)

区 分	金 額
5年度の特例加算額等	15,400,000

(注) 上段()書は、国税収入見込額である。

なお、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方交付税交付金に必要な経費及び東日本大震災復興に係る地方交付税交付金に必要な経費は、総額で19,006,955,654千円となった。(「交付税及び譲与税配付金特別会計」の項参照)

また、令和5年度における所得税、法人税、酒税及び消費税に係る地方交付税交付金については、それぞれの税の収入見込額を基礎として算出しているが、収入実績額を基礎として算出した額(17,643,077,702千円)が交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れた額(16,975,207,000千円)を667,870,702千円上回ることとなった。この額は、「地方交付税法」(昭25法211)第6条第2項の規定により後年度の地方交付税交付金を増額することにより精算することとなる。

所得税、法人税、酒税及び消費税に係る地方交付税交付金を示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収入見込額 (A)	収入実績額 (B)	収入見込額を 基礎として計 算した額 (C)	収入実績額を 基礎として計 算した額 (D)	差 引 額 (D)－(C)
所 得 税	21,295,000,000	22,052,956,580	$(A \times 0.331)$ 7,048,645,000	$(B \times 0.331)$ 7,299,528,628	250,883,628
法 人 税	14,662,000,000	15,860,615,929	$(A \times 0.331)$ 4,853,122,000	$(B \times 0.331)$ 5,249,863,872	396,741,872
酒 税	1,180,000,000	1,181,389,795	$(A \times 0.5)$ 590,000,000	$(B \times 0.5)$ 590,694,897	694,897
消 費 税	22,992,000,000	23,092,257,968	$(A \times 0.195)$ 4,483,440,000	$(B \times 0.195)$ 4,502,990,303	19,550,303
計	60,129,000,000	62,187,220,274	16,975,207,000	17,643,077,702	667,870,702

2 地方特例交付金

(I) 決算の概要

令和5年度における地方特例交付金の予算現額は

歳出予算額 216,900,000千円

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 216,900,000千円

であって、全額を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れた。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
地方特例交付金	216,900,000	216,900,000	216,900,000	—	—	100
地方特例交付金財 源の交付税及び譲 与税配付金特別会 計繰入	204,500,000	204,500,000	204,500,000	—	—	100

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計繰入	12,400,000	12,400,000	12,400,000	—	—	100

(Ⅱ) 経費の概要及び事業実績

(1) 地方特例交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計繰入

「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」(平11法17)に基づき、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填するため地方特例交付金を地方公共団体に交付するための財源として、204,500,000千円を交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れた。〔交付税及び譲与税配付金特別会計〕の項参照)

(2) 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計繰入

「地方税法」(昭25法226)に基づき、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置を拡充したことによる減収額を補填するため新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を地方公共団体に交付するための財源として、12,400,000千円を交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れた。〔交付税及び譲与税配付金特別会計〕の項参照)